

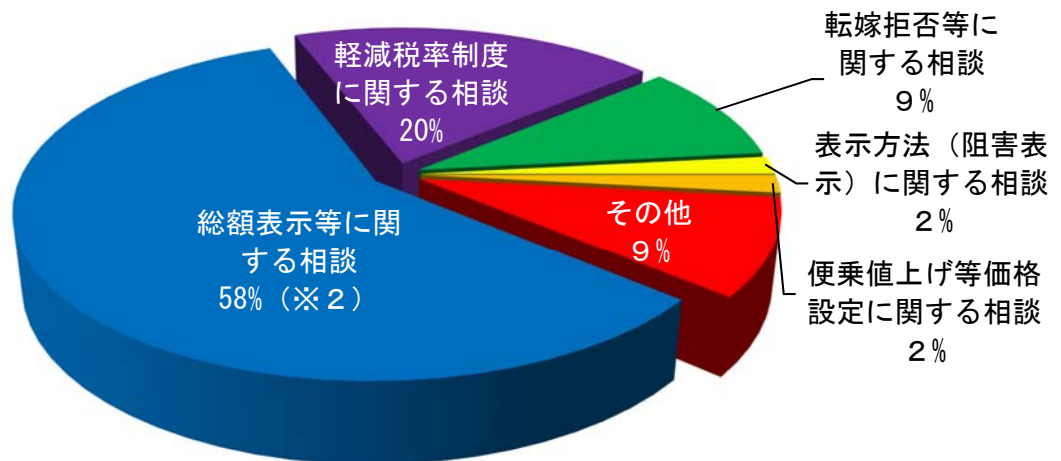
## 総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和 2 年 8 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和 2 年 8 月（8/1～8/31））は以下のとおり。

### 1 相談件数

8 月の相談件数：電話 101 件、メール 16 件

【相談内容（全 117 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. インターネットのウェブページ上で商品を販売しております。商品を購入した顧客に対して値札を付けたまま商品を送付する場合、その値札についても総額表示が必要となるのでしょうか。

A. 総額表示の義務付けは、課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売等の取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、当該サービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること（総額表示）を義務付けるものです。

したがって、購入者に対して送付する商品の値札の表示は、あらかじめ取引価格を表示する場合には該当しないため、総額表示義務の対象とはなりません。

#### ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人です。個人事業者から駐車場を借りる契約をすることになりました。先方から送られてきた契約書に

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 62%、消費税一般に関する相談が 38%

は、契約金額は「総額〇〇円」、但し書きに「租税公課は貸主が負担する」と記載されています。この契約書どおりに契約を締結した場合、当社は転嫁拒否行為をしたとみなされてしまうのでしょうか。

- A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低い対価を定めることは、「買ったとき」として問題となります。

消費税率引上げ後も現在の契約金額を据え置くことについて、特定供給事業者(売手)からの申出があったことのみをもって、合理的な理由があることにはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合等です。

したがって、本件については、消費税相当額を含まない対価を設定することにより、通常支払われる対価よりも低い対価を定めることとなりますので、消費税転嫁対策特別措置法上の問題となるおそれがあります。

- Q. 免税事業者と取引をしています。令和5年 10 月1日に適格請求書等保存方式が導入されると、取引先が適格請求書発行事業者とならない場合、仕入税額控除を受けられなくなることから、取引価格を引き下げたり、取引を中止したりしても問題ないでしょうか。

- A. 消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月 31 日で失効しますが、失効後に行われた値引き要求等については、独占禁止法や下請法に照らして判断することになります。具体的には公正取引委員会にお問い合わせください。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

- Q. 適格請求書等保存方式においては、市町村等の一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業であっても、適格請求書を交付するためには、当該一般会計又は特別会計は適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があるのでしょうか。

- A. 市町村等の一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業であっても、課税資産の譲渡等を行った相手方から適格請求書の交付を求められることがあるため、必要に応じて、一般会計又は特別会計ごとに適格請求書発行事業者の登録を要することとなります。

なお、特別会計が複数ある場合の適格請求書発行事業者の登録は、個々の特別会計ごとに受ける必要があります。

### <相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9 時~17 時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24 時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160